

Q

16

## 専門家の活用・補助人の追加選任

---

補助人に選任され、実際に仕事をしてはいますが、思った以上に大変で、今後、一人で補助人の仕事が続けていく自信がありません。



A

遺産分割協議書等の資料の作成を司法書士に頼む、法律的な判断や手続を弁護士に相談するといった専門家に依頼する方法があります。また、補助人を追加して選任する方法もあります。

---

### 【専門家の活用】

補助人の職責は重く、仕事も多岐にわたるため、1人では荷が重すぎると感じられる方がおられます。その場合、補助人の責任において、弁護士や司法書士など、専門家に依頼されるのも1つの方法です。費用はかかりますが、補助人の仕事の負担は軽くなるでしょう。

なお、この費用は、被補助人の財産から支出してもかまいません。

### 【補助人の追加選任】

補助人は1人でなければならないことはありません。補助人の職務内容によっては、たとえば、1人は身上監護に関する代理権の行使、もう1人は財産管理に関する代理権の行使というように、仕事を分担するのが望ましい場合もあるでしょう。特に財産管理について専門的知識が必要な場合などは、弁護士や司法書士などの専門家を併せて補助人に選任することが考えられます。福祉の専門家が関わることも望ましいこともあるかもしれません。

このように、すでに補助人が選任されている場合でも、補助人を追加して選任することができます。その場合は、家庭裁判所に「補助人選任」の申立てをしてください。